

交	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 9 8 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

高速道路交通警察隊長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領について

運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領については、「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領の改正について」(令和3年1月7日付け運免第922号。以下「旧通達」という。)に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことから、「運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領」について所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

担当：運転免許課運転免許管理係

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2（法第107条の5第10項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による運転免許の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）に関する事務について、制度の趣旨に照らし、その迅速適正な処理を図るため事務取扱いの基準を示したものである。

2 用語の意義

本要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「免許証」とは、運転免許証をいう。
- (2) 「国際運転免許証等」とは、国際運転免許証又は外国運転免許証をいう。
- (3) 「マイナ免許証」とは、免許情報記録個人番号カードをいう。
- (4) 「免許証又は国際運転免許証等の返還等」とは、免許証又は国際運転免許証等の返還及びマイナ免許証に係る特定免許情報記録の抹消並びに個人番号カードへの特定免許情報の記録をいう。
- (5) 「手数料」とは、特定免許情報記録手数料をいう。

第2 対象事案

別表「仮停止等事案該当一覧表」のとおり。

第3 対象事案の捜査

1 現場臨場

交通死亡事故については、仮停止等事案に該当する機会が多いことから、交通死亡事故が発生した場合は、発生地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）又は警察署交通課長、高速道路副隊長、同分駐隊長が現場に臨場して、事件の真相究明に努めること。

2 本処分（当該事案に係る運転免許の取消し、効力の停止処分及び自動車等の運転禁止処分をいう。以下同じ。）に関する関係書類の作成

警察署長等は、実況見分等の結果によって、当該事故が仮停止等事案に相当すると認めるときは、当該事故に対し、迅速適正な捜査がなされるよう必要な措置を講じ、おおむね、事故発生後（交通事故の救護義務違反にあっては、被疑者の検挙後）48時間以内に、本処分に関する関係書類の作成を行うこと。

3 高速自動車国道等における仮停止等事案の処理分担

法第114条の3及び青森県道路交通規則（平成10年青森県公安委員会規則第7号）第6条の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等における仮停止等事案に係るものは、高速道路交通警察隊長が行うものとする。

4 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、故意に免許を受けていること又は免許内容を偽るものがあると思われるので、事故捜査に当たっては、必ず免許事実を確認すること。

第4 事実の認定

1 違反行為に関する事実認定

仮停止等事案の多くは、非現認の事故であることから、違反行為に関する事実認定に当たっては、目撃者の確保や防犯カメラ等の客観的な証拠収集、緻密な実況見分など捜査を徹底し、事案の真相を適確に把握しておくこと。

2 因果関係の究明

法第103条の2第1項第2号及び第3号は、一定の「違反行為をし、よって交通事故を起こし」たことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

なお、この因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、仮停止等の処分は行わないものとする。

第5 処分の決定

1 報告、連絡

- (1) 警察署長等は、仮停止等をしようとするときは、あらかじめ運転免許課長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を電話報告し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。
- (2) 報告は、別添の「仮停止等事案発生速報」（別記様式第1号）を作成し行うこと。

2 処分決定上の留意事項

- (1) 被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに本処分の軽減に相当すると認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続きをとること。
- (2) 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続きをとること。

第6 免許証又は国際運転免許証等の保管及び返還等

1 免許保有状況に応じた措置

警察署長等は、仮停止等をした場合、仮停止等の処分を受けた者（以下「被処分者」という。）の免許保有状況に応じて、次の措置を講じること。

- (1) 被処分者が免許証のみを有する場合は、被処分者から免許証の提出を受ける。
- (2) 被処分者がマイナ免許証のみを有する場合は、マイナ免許証の提示を受け、マイナ免許証に係る特定免許情報記録の抹消を行う。
- (3) 被処分者が免許証及びマイナ免許証を有する場合は、免許証の提出を受けるとともに、マイナ免許証の提示を受け、マイナ免許証に係る特定免許情報記録の抹消を行う。
- (4) 被処分者が国際運転免許証等を有する場合は、国際運転免許証等の提出を受ける。

2 免許証又は国際運転免許証等の保管

仮停止等をした事案について、本処分が行われるまでの間における免許証又は国際運転免許証等の保管は、法第103条の2第5項の規定により、当該免許証又は国際運転免許証等の送付を受けた運転免許課長が行うものとする。

3 免許証又は国際運転免許証等の返還等

(1) 被処分者への教示事項

仮停止等をして免許証又は国際運転免許証等の提出を受けた場合で、仮停止等の期間内に、本処分が行われなかった場合の免許証又は国際運転免許証等の返還については、運転免許課長が行うことを被処分者に教示すること。

(2) マイナ免許証への特定免許情報記録

被処分者が警察署等で特定免許情報の記録を申請する場合は、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）の提出を受け、マイナ免許証に係る特定免許情報を記録すること。

なお、特定免許情報の記録要領については、「警察署における運転免許の行政処分要領について」（令和7年3月18日付け運免第1100号。）の第6記載の「警察署長による免許証等の返還等」に準じて行うこととする。

4 手数料誤徴収の措置

(1) 手数料の取扱いについて

仮停止等の処分に伴って特定免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける者であって、次のいずれにも該当しない者については、手数料は徴収しないとされている点（法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号）に留意すること。

ア 当該抹消された特定免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者。

イ 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者。

(2) 手数料誤徴収の措置

手数料の誤徴収の絶無に向けた措置として「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領について」（令和7年3月18日付け運免第1095号。以下「事務処理要領」という。）別添第2「点数制度による行政処分の事務処理要領」の13の(5)イに記載する措置を講じること。

第7 弁明の機会の供与

1 法第103条の2第2項の規定による弁明の機会の供与は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で定める「仮停止等処分通知書」別記様式第19の2によって行うこととしているが、当該処分通知の際には、重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明するとともに、併せて次の事項を教示すること。

(1) 弁明は、特別な事情がない限り、仮停止等をした警察署等で行う。

(2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。ただし、特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができる。

(3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。

2 仮停止等を受けた者又はその代理人（以下「弁明者」という。）から口頭による弁明の申出があったときは、警察署長等は、所属警察職員の中から適

任者を弁明録取者に指名すること。

- 3 弁明録取者に指名された警察職員は、「弁明調書」（別記様式第2号）を作成すること。

また、速やかにその内容を警察署長等に報告すること。

- 4 警察署長等は、弁明者の弁明内容を審査した結果、仮停止等をすることが適当でないと認めたときは、あらかじめ本職の指示を受け、その処分を取り消すこと。

この場合には、当該処分を受けた者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、仮停止等を受けた者が、処分に際して免許証又は国際運転免許証等を提出した者である場合は、提出されている免許証又は国際運転免許証等を還し、処分に際して特定免許情報記録の抹消を受けた者が特定免許情報の記録を申請する場合は、前記第6の3「免許証又は国際運転免許証等の返還等」に準じて、その者のマイナンバーカードに特定免許情報を記録すること。

第8 仮停止通知書等の送付

- 1 仮停止等をした警察署長等は、府令別記様式第19の3で定める仮停止通知書又は仮禁止通知書（以下「仮停止等通知書」という。）及び被処分者から提出を受けた免許証又は国際運転免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を運転免許課に送付する場合は、仮停止通知書等と当該事案に係る関係書類を併せて送付すること。

- 2 仮停止通知書等の送付は、次によること。

- (1) 仮停止通知書等が送付途中において、紛失することのないよう配慮すること。
- (2) 送付手続きは、仮停止等の決定をしたときからおおむね3日以内に行うこと。

第9 警察庁情報処理センターに対する登録手続

- 1 運転免許課長は、仮停止等をした警察署長等から第5の1による報告を受理した場合は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務によって、仮停止等を受けた者の、氏名、生年月日、性別及び免許証番号（仮停止を受けた者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録番号。以下同じ。）を確認するとともに、当該事案について、「事務処理要領」に定める事故登録票「以下「事故登録票」という。）を作成し、運転管理業務の事故登録（以下「事故登録」という。）を行うこと。

- 2 運転免許課長は、他都道府県警察から住所地が本県公安委員会の管轄区域内にある者の仮停止等をした旨の通報を受理したときは、当該者について警察共通基盤システムによる運転者管理業務の免許・不適格事実照会を行い、その結果に基づいて意見の聴取準備を行うようにすること。

第10 意見の聴取の期日及び場所の通知

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に本処分を行うためには、その期間内に意見の聴取が行われるようにする必要がある。

そのため、意見の聴取の期日及び場所については、次により速やかに通知するものとする。

- 1 運転免許課長は、第5の1による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案

であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定すること。

また、運転免許課において、被処分者に対する「意見の聴取通知書（別記様式第3号）を作成し、当該報告をした警察署長等に対し、同意見の聴取通知書の交付方を指示すること。

- 2 指示を受けた警察署長等は、仮停止等の処分通知の際に、運転免許課から送付を受けた意見の聴取通知書（別記様式第3号）の2枚目（正本）を被処分者に交付するとともに、意見の聴取通知書（別記様式第3号）1枚目（副本）の「受領書」を被処分者に記載させ、意見の聴取の出欠状況を確認すること。

また、同「受領書」下部には、意見の聴取通知書を交付した警察署長名及び交付担当者の所属、階級、氏名を記載し、それぞれ押印すること。

なお、意見の聴取通知書（別記様式第3号）1枚目（副本）は、運転免許課長に送付すること。

- 3 仮停止等の処分事由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、原則として仮停止等の処分を行い、処分の通知の際、意見の聴取通知書の交付を行うこととする。

この際、仮停止等の期間が経過したときは、被処分者が処分に際して運転免許証又は国際運転免許証等を提出した場合は提出されている免許証又は国際運転免許証等を返還し、さらにマイナ免許証に係る特定免許情報記録の抹消を受けた場合は、マイナンバーカードに特定免許情報を記録するとともに、被処分者から「運転免許証等受領書」（別記様式第4号）を徴すること。

- 4 運転免許課において、他都道府県警察から仮停止等をしようとする者の住所地が本県公安委員会の管轄区域内にある旨の通報を受理した場合、当該事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、事案発生地を管轄する公安委員会に対し、被処分に対する意見の聴取通知書を送付し、交付を依頼すること。

第11 仮停止等を受ける者の住所地が他都道府県公安委員会（以下「他公安委員会」という。）の管轄区域内にある場合の措置

1 報告、連絡

警察署長等からの報告を受けた運転免許課長は、直ちに事案の概要及び処分を必要とする理由を、仮停止等を受ける者の住所地を管轄する公安委員会に電話連絡すること。

2 免許証又は国際運転免許証等の保管及び返還等

- (1) 仮停止等の期間内に処分を受けた者が、本県公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合における変更後の住所地を管轄する他公安委員会への法第103条の2第6項の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書又は仮禁止通知書及び従来型免許証等の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第1項（法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき（法第95条の5第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定により住所変更等の届出を要しない場合（住所変更ワンストップサービス等の適用を受ける場合）を含む。）又は国際運転免許証等を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うも

のとする。

- (2) 仮停止等の期間内に他公安委員会の管轄区域に住所を変更した場合は、当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出を、国際運転免許証等を所持する者にあつては、仮禁止をした警察署長に対して住所を変更した旨の通知をすべきこと及びその変更届出又は通知を怠ったときは、免許証又は国際運転免許証等の返還は、本県運転免許課長が行うこととする。

3 仮停止通知書等の送付

運転免許課長は、仮停止通知書等と当該事案に係る行政処分関係書類を他公安委員会宛てに送付する場合は、原則として当該事案に係る意見の聴取期日の5日前までに到着するように書留速達郵便により送付するものとする。

よって警察署長等は、上記期日に間に合うよう速やかに行政処分関係書類を運転免許課長まで送付すること。

なお、運転免許課長若しくは警察署長等は、行政処分関係書類が書留速達郵便によっても所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を電子メール等によって他公安委員会へ送付するなどの便宜措置を講ずるものとする。

4 警察庁情報処理センターに対する登録手続

- (1) 運転免許課長は、仮停止等をした警察署長等から第5の1による報告を受理した場合は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務によって、仮停止等を受けた者の、氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認するとともに、当該事案について、事故登録票を作成し、事故登録を行うこと。
- (2) 事故登録に伴い警察庁情報処理センターからの免許の拒否、保留、取消し、効力の停止処分又は自動車等の運転禁止処分に関する事項の通報に係る帳票（以下「点数通報書」という。）を受理した場合は、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに他公安委員会に送付すること。

5 意見の聴取の期日及び場所の通知

- (1) 運転免許課長は、仮停止等に係る事案が意見の聴取該当事案であると認めるときは、速やかに他公安委員会と協議の上、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付の依頼により、当該事案を取り扱う警察署長等に対し、依頼に係る意見の聴取通知書の交付を指示すること。
- (2) 意見の聴取通知書の交付について指示を受けた警察署長等は、意見の聴取通知書欄外に、他公安委員会の依頼により通知するものである旨を下記の記載例により記載して交付し、あわせて受領書を徴しておくこと。

記載例			
この意見の聴取通知書は	公安委員会 警察本部長	の依頼により通知するものである。	
	年 月 日	警察署・隊長 印	
交付担当者	署・隊 階級	氏名	印

また、意見の聴取通知書は、正副2通作成し、正本は被処分者に、副本

及び受領書は、運転免許課長を経由して、依頼した他公安委員会に送付すること。

別表

仮停止等事案該当一覧表

1 違反行為等

番号	根拠	違反行為	条文	罰条		
1	第1項第1号	死傷事故の場合におけるの救護措置(ひき逃げ)の違反行為をしたとき	72条1項前段	117条		
2	第1項第2号	よって死傷事故	酒酔い運転	65条1項	117条の2、1号	
3			麻薬等運転(麻薬、大麻、アヘン、覚せい剤等)	66条	117条の2、3号	
4			無免許運転	64条	117条の2の2、1号	
5			酒気帯び運転等の禁止	65条1項	117条の2の2、3号	
6			過労運転等(117条の2第1号の2を除く)	66条	117条の2の2、7号	
7			運転者の遵守事項(携帯電話使用等(交通の危険))	71条第5号の5	117条の4、1号の2	
8			妨害運転(著しい交通の危険)	下表2のとおり	117条の2、6号	
9			無資格運転(無資格、政令大型、緊急自動車)	85条5項～9項	118条1項7号	
10			第1項第3号	よって死亡事故	最高速度遵守義務違反	22条
11	乗車又は積載の制限等(積載重量超過)	57条1項			118条1項2号	
12	警察官の現場における交通規制(道路標識等による交通規制のいとまがない)	4条1項後段			119条1項1号	
13	警察官の交通規制(道路の損壊、火災の発生等)	6条4項				
14	信号機の信号等に従う義務(信号無視、警察官の手信号無視)	7条			119条1項、2号の2	
15	通行の禁止等	8条1項				
16	歩行者用道路を通行する車両の義務	9条				
17	急ブレーキの禁止	24条			119条1項、1号の3	
18	高速自動車国道等車間距離不保持	26条			119条1項、1号の4	
19	追越を禁止する場所(曲がり角、トンネル、頂上付近、交差点)	30条			119条1項2号	
20	踏切の通過、しゃ断踏切立入り	33条1項、2項				
21	横断歩道等における歩行者等の優先	38条				
22	徐行すべき場所	42条				
23	指定場所における一時不停止	43条				
24	死亡事故	通行区分違反			17条1項～3項、6項	119条1項2の2号
25	左側寄り通行等(歩行者の安全間隔)	18条2項				
26	横断等の禁止	25条の2、1項				
27	追越しの方法	28条				
28	追越しを禁止する場合(二重追越し)	29条				
29	停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行	31条				
30	交差点における他の車両との関係	36条2項、3項、4項				
31	環状交差点における他の車両との関係	37条の2				
32	横断歩道のない交差点における歩行者の優先	38条の2				
33	横断等の禁止(高速道路本線車道における横断、転回、後退等)	75条の5				
34	乗車又は積載の制限等(荷台乗車、無許可制限外)	57条1項			119条1項3号の2	
35	整備不良車両の運転の禁止	62条			119条1項5号	
36	運転者の遵守事項	71条2号、2号の3、3号			119条1項9号の2	
37	免許の条件違反	91条			119条1項15号	
38	国際運転免許証の臨時適性検査に係る命令違反	107条の4、3項				

2 妨害運転(著しい交通の危険)に係る違反行為

番号	違反行為	条文
a	通行区分	17条4項
b	急ブレーキの禁止	24条
c	車間距離の保持	26条
d	進路変更の禁止	26条の2、2項
e	追越しの方法	28条1項、4項
f	車両等の灯火	52条2項
g	警音器の使用等	54条2項
h	安全運転の義務	70条
i	最低速度	75条第の4
j	停車及び駐車禁止	75条の8、1項

別添

「仮停止等事案発生即報要領」

1 はじめに

- (1) この即報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し及び停止又は自動車等の運転の禁止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができるに足る内容のものでなければならず、また事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならぬことに注意すること。
- (2) 報告に当たっては、まず、事案の概要を第1報し、その後事案の真相が判明するに従い、逐次報告するようにすること。
- (3) 報告終了後、既に報告した内容に変更を来す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

2 様式

「仮停止等事案発生即報」（別記様式第1号）のとおり。

3 記載要領

(1) 被処分者欄

- ① 本籍
都道府県名（外国人の場合は国籍等）を記載すること。
- ② 職業
会社員等と記載すること。
- ③ 住所
事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。
- ④ 氏名
被処分者の氏名を記載すること。
- ⑤ 性別
該当する性別を○で囲むこと。
- ⑥ 生年月日
該当する年号を○で囲み、生年月日及び満年齢を記載すること。
- ⑦ 免許種類
該当欄の上部に○印を付し、下段に所持する運転免許証等の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名（国際運転免許証及び外国運転免許証の場合は発給国名）を記載すること。
- ⑧ 免許証番号
免許証を有する者については、所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び公安委員会名を記載すること。
- ⑨ 免許情報記録番号
マイナ免許証を有する者については、免許情報記録番号、記録等年月日及び記録等公安委員会名を記載すること。
- ⑩ 違反車両
事案発生時に運転していた車両の種別を普通乗用、普通貨物、軽貨物等記載するとともに、自家用、営業用の別について○印を付すること。
- ⑪ 運転経験

運転経験について記載すること。

⑫ 発生日時

事案発生の日時を記入すること。

⑬ 事件番号

事故又は違反の事件番号を記載すること。

⑭ 発生場所

事案発生場所及び路線名を記載すること。

⑮ 事故形態

事故の形態を簡記すること。

(記載例)

- 車両相互の追越し時正面衝突
- 車両相互の右折時側面衝突
- 車両の単独転落
- 車両対人の対面通行中衝突
- 車両対人の交差点横断歩道横断中衝突

⑯ 違反行為

事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項号及び罰条の該当条項号を記載すること。

⑰ 事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容と事故の概況を簡記すること。

なお、即報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上で唯一の資料となるので、事実（証拠）に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、

ア 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

イ 事故を回避するためにとった処置（又はとれなかった状況）

ウ 衝突（接触、追突）箇所等

を簡記して事故の状況を明確に表現すること。

(記載例)

例1 酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い（呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上検知）、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、普通乗用車を運転し、前方に対する注意を欠いて進行（時速約50キロメートル）したため、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたが及ばず、自動車のバンパー左側で駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

例2 無資格運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転できない普通乗用車を運転して進行（時速約40キロメートル）中、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に発見し、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違えたため、暴走し、慌ててハンドルを左に切ったが及ばず、自車の右バンパーで同歩行者をはねとばし、死

亡させたものである。

⑱ 被害者

被害者の氏名、生年月日、年齢、性別、被害状況（傷病名等）、治療日数、被害者の状態についてはアからオの該当記号を記載し、オの「その他」の場合には、備考に具体的にその状態を記載すること。

（記載例）

路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等

なお、被害者多数の場合は、主たる者について記載すること。

⑲ 不注意の程度

不注意の程度の認定については、「運転免許の行政処分事務に関する事務処理要領」の別表第2「交通事故の不注意の程度の認定基準」に基づいて行うこと。

⑳ 行政処分歴

免許の停止等の始期が過去1年以内にあるものを全部記載すること。

なお、処分歴多数により記載できない場合は、最下部備考欄に記載、若しくは交通前歴調査表を添付すること。

㉑ 処分量定上特に考慮を要すると認められる事項

被処分者、被害者その他関係者の申立て事項、所属長の意見について記載すること。

㉒ 意見の聴取告知

運転免許課行政処分係と協議し、意見聴取の日時と通知書の交付方法等について記載すること。

㉓ 関係書類送付予定

関係書類の送付予定日を記載すること。

㉔ 仮停止等の期間

事故を起こした日から起算して30日を経過する日を終期として記載すること。

㉕ 身柄措置

身柄の措置については、該当するものの□印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時は、それぞれの日時を記入すること。送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当する□印を○で囲むこと。

(2) 備考欄

被処分者、被害者その他関係者の申立て事項、その他必要な事項を記載すること。

別記様式第1号

<input type="checkbox"/> 仮停止等事案発生即報											<input type="checkbox"/> 仮停止 <input type="checkbox"/> 運転禁止				<input type="checkbox"/> K							
決 裁 欄	署(隊)長	副署(隊)長	交通官	課長	係長	発信月日				月 日 午 前 後 時 分												
						発信取扱者																
						受信取扱者																
被 処 分 者	① 本籍					② 職業																
	③ 住所																					
	④ 氏名					⑤ 性別		⑥ 生年月日														
	氏名コード					男・女		年 月 日生 (歳)														
	⑦	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん	大	中	準	普	⑩違反車両 □自□営	
	免許種類	型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引	型	型	型	通	⑪運転経験	
	第一種免許					第二種免許					仮免許					年 月						
⑧免許証番号 第 号										年 月 日				公安委員会交付								
⑨免許情報記録番号 第 号										年 月 日				公安委員会記録等								
⑫ 発生日時		年 月 日				前後		時 分頃		⑬事件番号												
⑭ 発生場所		路線名																				
⑮ 事故形態																						
⑯ 違反行為		違反(法第 条第 項第 号)					違反(法第 条第 項第 号)															
⑰ 事故原因 となった 違反行為 の内容及 び事故の 概況		被処分者は、 ----- ----- ----- ----- (目撃者 □有 □無)																				
違反コード		□ □ □ □			□ □ □ □			□ □ □ □														

弁明調書

年 月 日

弁明録取者
官職

氏名

弁明の件名	運転免許の行政処分に関する意見の聴取
弁明の日時	年 月 日 時
弁明の場所	青森県警察本部 警察署・隊
当事者の氏名及び住所（代理人・補佐人の氏名及び住所）	当事者・代理人・補佐人（該当者を○で囲む） 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生
当事者又はその代理人の弁明の要旨	----- ----- ----- ----- -----
提出された証拠の標目	
その他参考となるべき事項	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

意見の聴取通知書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会

あなたに対する下記理由による処分にかかわる道路交通法第104条第1項による意見の聴取を下記により行いますから出頭するよう通知します。

意見の聴取期日	年 月 日 午前・午後 時 分
意見の聴取場所	
意見の聴取事由	年 月 日 においての

備考

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出して下さい。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

受 領 書

年 月 日

公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け、第 号の意見の通知書を受領したので、次により出欠をお知らせします。

記

- 1 この意見の聴取には、私が出席します。
- 2 この意見の聴取には、私の代理人が出席します。
- 3 この意見の聴取には、私の補佐人が出席します。
- 4 この意見の聴取には、私が欠席しますので処分は欠席のまま決めてください。
- 5 出席するかどうかは考えてから後日お知らせします。
- 6 意見の聴取を延期してください。

延期の理由

この意見の聴取通知書は表記のとおり交付しました。

警察署・隊長



1 意見の聴取通知書交付年月日 年 月 日

2 意見の聴取通知書交付取扱担当者

警察署・隊

階級

氏名

意見の聴取通知書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会

あなたに対する下記理由による処分にかかわる道路交通法第104条第1項による意見の聴取を下記により行いますから出頭するよう通知します。

意見の聴取期日	年 月 日 午前・午後 時 分
意見の聴取場所	
意見の聴取事由	年 月 日 においての

備考

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出して下さい。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

意見の聴取の案内

公安委員会の行う意見の聴取とは、被意見の聴取者の運転免許の取消し、又は効力の停止処分を行うにあたって、公安委員会が直接被意見の聴取者等の出席を求めて、公開の席上において、処分しようとする事案について、慎重に審理をつくしたうえで処分を決定しようとするものであります。

当日出席される被意見の聴取者は、意見の聴取通知書、運転免許証を持参してください。

また、審理の結果によっては、当日以降、自動車又は原動機付自転車を運転することができなくなりますので、公共交通機関等の手段で来られるようお願いいたします。

意見の聴取会場案内図



運転免許証等受領書

運転免許課長 殿

年 月 日、道路交通法に定める 仮停止 処分に係る
 仮禁止

- 運転免許証の返還
 国際運転免許証等の返還 を受けました。
 マイナンバーカードへの特定免許情報の記録

年 月 日

氏名

仮 停止 処分 通知 書

下記の理由により、あなたの免許の効力
自動車等の運転を 年 月 日
から 年 月 日まで（ 日間）仮 停止 禁止 したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に本職に対し、
弁明することができます。また、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際
には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日

警 察 署・隊 長 印

住 所 本邦における住所	
氏 名	
免 許 証 の番号 国際運転免許証等	第 年 月 日 公安委員会交付
運転免許情報記録の番号	第 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の種類 運転することができる自動車等	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第103条の2第1項第1号の規定による <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条の2第1項第2号の規定による <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条の2第1項第3号の規定による (違反年月日： 年 月 日)

教 示

- この処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。
- この処分に対する処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

仮 停止 通知 書 禁 止

年 月 日

公安委員会 殿

警 察 署・隊 長 印

道路交通法 第103条の2第5項
第107条の5第10項において準用する第103条の2第5項 の規定に

より、下記の者について仮 停止 通知書を送付する。
禁 止

住 所 本邦における住所	
氏 名	
免 許 証 の 番 号 国際運転免許証等	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類 運転することができる自動車等	
仮 停 止 の 理 由 禁 止	<input type="checkbox"/> 道路交通法第103条の2第1項第1号の規定による <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条の2第1項第2号の規定による <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条の2第1項第3号の規定による (違反年月日： 年 月 日)
備 考	仮停止等の期間 年 月 日から 年 月 日までの 日間